

●非公募の理由

施設名	理由
神奈川県女性自立支援施設	<p>「神奈川県女性自立支援施設」は、旧売春防止法第36条に基づく婦人保護施設として昭和43年に設置されたが、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴い、同法第12条に基づく女性自立支援施設に変更となった。</p> <p>女性自立支援施設を経営する事業は、社会福祉法第2条第2項第6号に規定する、第一種社会福祉事業であり、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することが原則となっている。</p> <p>現指定管理施設者である社会福祉法人神奈川県民生福祉協会は、昭和27年10月に現神奈川県女性自立支援施設の前身である神奈川県婦人保護施設「若葉寮」の管理運営を目的として社会福祉法人の許可を受けており、昭和43年からは、現神奈川県女性自立支援施設の受託経営を目的として団体運営を行っている。なお現在、県内で女性支援事業を行う社会福祉法人は、本法人のみである。</p> <p>「神奈川県女性自立支援施設」はDV防止法により一時保護の対象となった女性の安全確保のため、情報の秘匿等に細心の注意を払うことが必須となっており、これまで以上に女性相談支援センターと密接に連携・協力して県行政との一体性を確保しながら機能を果たす必要がある。</p> <p>また、こうした状況下で、県内唯一の女性自立支援施設を管理運営し、利用者の保護及び自立支援を推進するためには、長期的・継続的な視点及び高度で専門的な知識・活用が必要である。</p> <p>以上の観点を踏まえ、当施設の運営にあたっては、施設の設置目的・経緯、法人の設立経緯などから、特定の者が施設の管理運営を行うことが適当と認められるため、社会福祉法人神奈川県民生福祉協会を候補として、選定作業を進めていく。</p>